

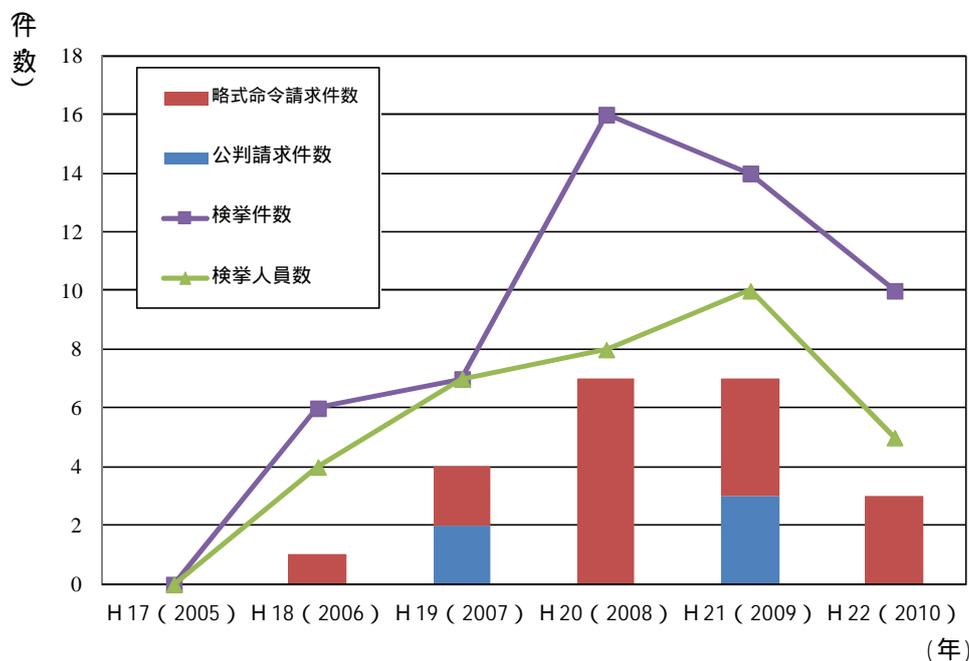
## 外来生物法違反による検挙数及び起訴件数、罰則適用人員数

外来生物法違反の検挙数（H17（2005）年度から H22（2010）年度）

外来生物法違反による年度別の検挙数及び起訴件数等の推移を取りまとめた。

外来生物法違反による検挙数及び起訴件数（公判請求件数と略式命令請求件数）の推移

	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
検挙件数	0	6	7	16	14	10
検挙人員数	0	4	7	8	10	5
略式命令請求件数	0	1	2	7	4	3
公判請求件数	0	0	2	0	3	0



出典：警察庁 HP 及び法務省 HP 統計資料より

(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>)

([http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kensatsu.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html))

- ・ 外来生物法施行以降、検挙件数、検挙人員数とも微増傾向にあったが、検挙件数は H21 以降、検挙人員数は H22 に減少している。
- ・ 検挙後、多くは起訴猶予として不起訴となる一方で、起訴された例も確認された。大部分は略式命令請求であるが、これまでに平成 19 年に 2 件、平成 21 年に 3 件の計 5 件で公判請求されている。

略式命令請求：一定の軽微な犯罪について適用される起訴手続きで、書面審理により 100 万円以下の罰金または料金が科される。

公判請求：検察官が裁判所に対して公開の法廷での正式な裁判への起訴を請求すること。一般に検察が懲役刑以上に相当すると判断した場合の手続。

罰則適用人員数（H17（2005）年度から H22（2010）年度）

通常第一審事件の終局人員・終局区分別・全地方裁判所 外来生物法違反事件終局人員数

出典：最高裁判所への聞きとりによる

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
終局人員	0	0	2	1	1	1
うち有罪	0	0	2	1	1	1
(有罪の内訳)						
有期懲役	0	0	1	1	1	1
罰金	0	0	1	0	0	0

（単位・人）

- ・表中の全ての事案について、上訴はされていなかった。
- ・実際に外来生物法での罰則が適用された数は、外来生物法違反での検挙人員あるいは起訴件数に対して、少ない。
- ・これまでのところ、終局した場合は全て有罪となっており、比較的罰金刑よりも懲役刑が適用される場合が多くなっている。

外来生物法違反により起訴された全てに対して、終局の罪状が外来生物法違反となるわけではなく、複数の法令違反がある場合、有罪の際に他の法律の罰則が適用される場合がある。このため、起訴件数と外来生物法事案での終局件数は同数となるわけではない。